

I 協力金について	
① 大規模集客施設等時短要請協力金とは何か	長崎市、佐世保市へのまん延防止等重点措置の適用に伴い、多数の者が利用する施設で建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設については8/27～9/12の間時短営業を要請しました。これに応じていただいた施設に協力金を支給するものです。
II 申請について	
① 協力金の申請期間、申請方法はどうか。	<p>申請の受付期間は、9/13(月)から10/29(金)までです(消印有効)。            申請書類等の詳細はホームページに掲載された「申請の手引き」をご確認ください。ホームページから様式等をダウンロードできない場合は、下記事務局にご依頼いただければ申請書等一式を郵送いたします。            申請は郵送のみ受け付けます。コロナ感染防止の観点から対面での受付は行いません。</p> <p>【事務局】            長崎県産業労働部 経営支援課 大規模集客施設時短要請協力金事務局            TEL 095-895-2618(9時～17時45分、土日祝日除く)</p>
② 県の要請に応じたことは、どのように確認するのか。	<p>申請時に、時短要請に応じて8月27日(金)午後8時から9月12日(日)24時まで時短を行ったことが分かる書類を提出していただきます。            該当する書類は、時短を告知するチラシや貼り紙・ポスターを店頭に掲示している外観写真等になります。            詳しくは、県ホームページの「申請の手引き」をご確認ください。            ※8月27日から要請に応じられなかった場合には、8月29日(日)までに要請に応じた場合が対象になります。</p>
③ テナント施設だが、入居している大規模施設が要請に応じていない場合でも、協力金の対象となるか	テナント施設が協力金の対象となるためには、入居している大規模施設が要請の対象であり、かつ、その要請に応じている場合となります。
④ 運営する複数の施設で時短営業を行った場合、申請は施設ごとに行う必要があるのか。	複数の施設がある場合は、原則としてまとめて申請をお願いいたします。
⑤ 飲食店の時短要請に関する協力金とテナント事業者向け協力金はどちらも申請できるのか。	飲食店の時短要請協力金の支給を受ける店舗については、テナント事業者向け協力金の対象にはなりません。いずれか一方の申請のみ可能となります。

⑥	休業又は時短要請に応じなかった要請対象のテナントが一部でもあった場合、大規模施設が自己利用部分で時短又は休業の要請に応じていれば、協力金の対象となるのか。	テナントに対し時短又は休業を働きかけたが、テナントが要請に応じなかった場合であっても、大規模施設が自己利用部分で要請に応じていれば、自己利用部分については協力金を支給します。
Ⅲ 申請主体について		
①	県外に本社がある企業は協力金の対象となるのか	要件を満たせば対象となります。事業者の本社所在地は支給要件に含まれていません。
②	社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、宗教法人は、協力金の対象となるのか。	営利目的で運営される施設であれば対象となりますが、団体の活動としてのみ使用するなど、営利目的でない場合は協力金の対象とはなりません。
③	大規模集客施設運営事業者が、施設内のテナント事業者分もまとめて申請できるか。	テナント事業者の協力金の交付対象となる施設内のテナント事業者の分を大規模集客施設運営事業者がまとめて申請することができます。

IV 対象施設について		
①	協力金支給対象施設はどういったものか。	建物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設及び同施設内のテナント等が対象です。 ※詳細な施設の例は「大規模施設等に対する時短要請協力金の概要」を参照してください。
②	協力金支給の対象とならない施設はどういったものか。	○施設全体の床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ○生活必需品販売を行う施設(食料品、医療品、衣料品等) ○飲食店営業許可を受け営業する飲食店等(飲食店等に係る時短要請協力金(※1)の支給対象となっている施設に限る) ※詳細な施設の例は「大規模施設等に対する時短要請協力金の概要」を参照してください。
③	対象施設を複数有している場合は、複数施設全てに支給されるのか	複数施設全てが対象となります。
④	大規模集客施設(床面積が1,000㎡を超えている)か否かは何に基づいて判断するのか。	登記事項証明書(建物)、建築物確認申請書、大規模小売店舗立地法上の届出の写しなどに記載されている床面積で判断します。
⑤	協力金対象となる自己利用部分床面積はどこまで含まれるのか。	大規模集客施設運営事業者自らが一般消費者向けの事業の用に直接供している部分であって、営業時間短縮要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積とします。 また、大規模集客施設内にある、催事や移動式店舗の出店等に用いられている広場や通路部分も含まれます。 なお、テナント店舗部分、生活必需品販売部分、サービス提供を直接行っていない部分(階段、施設間の連絡通路、エレベーター、トイレ、駐車場、バックヤード等)は除きます。
⑥	大規模集客施設運営事業者の自己利用部分が1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなすとあるが、自己利用部分がない場合はどうか。	自己利用部分がない場合(0㎡)も、1,000㎡とみなします。

V 時短の態様について		
①	午後7時まで営業している店舗が午後6時までの時短営業をした場合、協力金の対象となるのか。	通常、午後8時を超えて営業していない店舗は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。
②	要請期間中に定休日が含まれるが、協力金の支給対象となるのか。	従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、今回の営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。
③	時短営業せずに、休業した場合も協力金支給の対象となるのか。	時短要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく感染拡大防止の観点から休業した場合も協力金支給の対象となります。 ただし、休業した場合でも、協力金は時短部分のみの計算です。
④	要請対象となる施設を複数運営している。施設Aは要請期間の全期間で営業時間の短縮を行ったが、施設Bはやむを得ず営業時間の短縮に協力できなかった。この場合、協力金はどう支給されるのか。全店舗で要請に協力しないと受け取れないのか。	感染拡大防止の観点から可能な限り全施設における時短営業へのご協力をお願いします。しかし、やむを得ず協力していただけなかった施設がある場合には、対象施設ごとに、全期間営業時間の短縮要請に応じていただいたかどうかで判断します。この例の場合は、A施設のみ支給対象となります。
VI 期間について		
①	全期間について時短要請への協力が必要なのか。要請期間中、協力できない日があった場合はどうなるのか。	協力金の支給には、要請期間中(遅くとも8/29(日)以降)すべての期間で要請に応じていただく必要があります。期間中に要請へ協力できなかった日があった場合は、協力金を支給できません。

VI その他(時短要請等について)		
①	時短要請の根拠は	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請です。
	<p>時短要請対象の総床面積はどう考えたらよいか</p> <p>② 【注意】協力金算定に係る面積ではありません。 ※次ページに続きます。</p>	<p>(1)基本的な考え方 施設敷地内に所在する建築物において、事務スペース等の売り場以外も含んだ総床面積が 1,000㎡超 ⇒ 時短要請対象 1,000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外</p> <p>(2)1つの施設における敷地内に複数建築物がある場合 それら建築物の床面積を合計して 1,000㎡超 ⇒ 時短要請対象 1,000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外</p> <p>※1つの施設における敷地内に複数の建物が存在する場合であっても、複数の施設であると 考えられる場合にはこの限りではありません。</p> <p>(3)同一の敷地内に駐車場がある場合 立体駐車場の場合:建物として合算します。 「店舗入居の建築物 + 立体駐車場」が 1,000㎡超 ⇒ 時短要請対象 1,000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外</p> <p>※露天駐車場は合算しません。</p> <p>(4)施設管理者が存在するショッピングモール、アウトレットモールなど それぞれの建築物の床面積を合算します。 例えば、建築物A + 建築物B + 建築物C(生活必需品等提供のテナント)を合算し、 1,000㎡超 ⇒ 時短要請対象 1,000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外</p>

② 続き	時短要請対象の総床面積はどう考えたらよいか 【注意】協力金算定に係る面積ではありません。	<p>(5)ゴルフコース 建築物(クラブハウス等)の床面積が 1,000㎡超 ⇒ 時短要請対象 1,000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外 コースの面積は含まれません。 ただし、時短要請の対象はゴルフ場全体(クラブハウス等の建築物、ゴルフコース)です。</p> <p>(6)百貨店やマーケット等の施設において、施設管理者が存在し、複数のテナントが入居する店舗 管理対象である店舗全体の面積が1,000㎡を超える場合、時短要請対象となります。 要請対象施設であるかを判断する場合は、生活必需品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考えますが、時短要請そのものについては生活必需・サービス以外について行うものであることから、生活必需関連部分が営業することは差し支えありません。</p> <p>(7)ホテル・旅館等の集会の用に供する部分 客室、大浴場、テナント等の床面積は合算しません。 集会場・宴会場等として機能するうえで必要な箇所の床面積を合算します。 ロビー、移動通路、控え室、フロント・調理場等の事務スペース等も合算し、1,000㎡を超える場合は時短要請の対象となります。</p>
---------	---	--